

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

葛丸ダム小水力発電施設実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

## 第1章 総 則

(適用範囲)

### 第1－1条

山王海葛丸農業水利事業葛丸ダム小水力発電施設実施設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

### 第1－2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の工事实施に利用するため、葛丸ダム小水力発電施設の実実施設計を行うものである。

(場 所)

### 第1－3条

本業務において対象とする、葛丸ダム小水力発電施設の建設予定地は、岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第1地割地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

### 第1－4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

### 第1－5条

- 1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条（照査技術者）」及び「共通仕様書第1－7条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
  - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
  - (2) 東北農政局において、令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理されている者で、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定がなされている者であること。
  - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 共通仕様書第1－30条（守秘義務）を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4－1条（打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施した者が責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－6条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をも

とに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果物のミス、不備 等

(一般事項)

#### 第 1－7 条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。

また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

#### 第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は、次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門   | 選択科目                                                                                                                           |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木<br>農業－農業農村工学<br>機械－機械設計<br>機械－熱・動力エネルギー機器<br>機械－動力エネルギー<br>電気電子－電力・エネルギーシステム<br>電気電子－電気設備<br>建設－電力土木<br>建設－鋼構造及びコンクリート |

| 資 格                   | 技術部門            | 選択科目                           |
|-----------------------|-----------------|--------------------------------|
|                       | 農業              | 農業土木<br>農業農村工学                 |
|                       | 機械              | 機械設計<br>熱・動力エネルギー機器<br>動力エネルギー |
|                       | 電気電子            | 電力・エネルギーシステム<br>電気設備           |
|                       | 建設              | 電力土木<br>鋼構造及びコンクリート            |
| 博士                    | 農学              |                                |
| シビルコンサルティング<br>マネージャー | 農業土木            |                                |
|                       | 鋼構造及びコンク<br>リート |                                |
|                       | 電気電子            |                                |
|                       | 電力土木            |                                |

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、小水力発電設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

（照査技術者）

#### 第 1－9 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は、次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門   | 選択科目                                                                                                                           |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木<br>農業－農業農村工学<br>機械－機械設計<br>機械－熱・動力エネルギー機器<br>機械－動力エネルギー<br>電気電子－電力・エネルギーシステム<br>電気電子－電気設備<br>建設－電力土木<br>建設－鋼構造及びコンクリート |
|     | 農業     | 農業土木<br>農業農村工学                                                                                                                 |

| 資 格                   | 技術部門        | 選択科目                           |
|-----------------------|-------------|--------------------------------|
|                       | 機械          | 機械設計<br>熱・動力エネルギー機器<br>動力エネルギー |
|                       | 電気電子        | 電力・エネルギーシステム<br>電気設備           |
|                       | 建設          | 電力土木<br>鋼構造及びコンクリート            |
| 博士                    | 農学          |                                |
| シビルコンサルティング<br>マネージャー | 農業土木        |                                |
|                       | 鋼構造及びコンクリート |                                |
|                       | 電気電子        |                                |
|                       | 電力土木        |                                |

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、小水力発電設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2 共通仕様書第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- （1）業務計画作成時
- （2）基本条件の設定時
- （3）細部条件及び構造検討項目の決定時
- （4）設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時
- （5）その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

4 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1－10条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1－11条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険の加入)

## 第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

### 第2-1条

設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

| 番号 | 名 称                      | 監 修           | 制定(改定)年月 |
|----|--------------------------|---------------|----------|
| 1  | 農業水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル | (一社)農業土木機械化協会 | 平成7年12月  |
| 2  | 鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電設備編)   | (一社)農業土木機械化協会 | 平成27年3月  |

(設計条件)

### 第2-2条

設計作業における条件は、次のとおりである。

#### 1 小水力発電施設諸元

| 項 目     |         | 内 容                    | 備 考       |
|---------|---------|------------------------|-----------|
| 河 川     | 取 水     | 一級河川北上川水系葛丸川           | 葛丸ダム取水塔   |
|         | 放 流     | 一級河川北上川水系葛丸川           | 葛丸ダム洪水吐下流 |
| 発 電 方 式 | 発 電 形 式 | ダ ム 式                  |           |
|         | 発 電 方 式 | 流れ込み式                  |           |
| 水 量     | 最大使用水量  | 2.40 m <sup>3</sup> /s |           |
|         | 常時使用水量  | 0.06 m <sup>3</sup> /s |           |
| 落 差     | 最大取水位   | 269.10m                | (FWL)     |

| 項 目     |           | 内 容       | 備 考   |
|---------|-----------|-----------|-------|
|         | 最 低 取 水 位 | 246.70m   | (LWL) |
|         | 放 水 位     | 223.00m   |       |
|         | 最 大 総 落 差 | 46.10m    |       |
|         | 基準有効落差    | 41.00m    |       |
| 出 力     | 最 大 出 力   | 787kW     |       |
|         | 常 時 出 力   | 0kW       |       |
| 発生電力量   | 年間発生電力量   | 2,050MWh  |       |
| 発 電 設 備 | 水 車       | 横軸フランシス水車 |       |
|         | 発 電 機     | 誘導発電機     |       |
|         | 水 圧 管 路   | 鋼管φ1100   |       |
|         | 放 水 路     | 鋼管φ1100   |       |

## 2 葛丸ダム諸元

| 項 目     | 内 容                    | 備 考    |
|---------|------------------------|--------|
| 型 式     | 中心遮水ゾーン型ロックフィルダム       |        |
| 堤 高     | 51.7m                  |        |
| 堤 長     | 220.0m                 |        |
| 総貯水容量   | 5,000千m <sup>3</sup>   |        |
| 有効貯水容量  | 4,650千m <sup>3</sup>   |        |
| 集水面積    | 22.49km <sup>2</sup>   |        |
| 最大取水量   | 4.267m <sup>3</sup> /s | 代かき期最大 |
| 年間総取水量  | 22,130千m <sup>3</sup>  |        |
| 常時満水位   | 269.10m                |        |
| 最 低 水 位 | 246.70m                |        |

(参考図書)

### 第2－3条

設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。

| 番号 | 名 称           | 監 修               | 制定(改定)年月 |
|----|---------------|-------------------|----------|
| 1  | 小水力発電事業化へのQ&A | (一社)農業土木<br>機械化協会 | 平成17年3月  |

(貸与資料)

### 第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。



| 番号 | 貸 与 資 料                                                                                                                | 数 量 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1  | 山王海農業水利事業出来形図 葛丸ダム                                                                                                     | 1 式 |
| 2  | 葛丸ダム 技術誌                                                                                                               | 1 式 |
| 3  | 令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査<br>山王海三期地区小水力発電施設基本設計業務 報告書                                                                       | 1 式 |
| 4  | 令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査<br>山王海三期地区葛丸ダム小水力発電施設基本設計業務 報告書                                                                   | 1 式 |
| 5  | 令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査<br>山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書                                                                         | 1 式 |
| 6  | 令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査<br>山王海三期地区用水計画補足検討業務 報告書                                                                          | 1 式 |
| 7  | 令和 5 年度 国営かんがい排水事業全体実施設計<br>山王海葛丸地区山王海ダム小水力発電施設実施設計業務 報告書                                                              | 1 式 |
| 8  | 北上川水系滝名川等における水利使用（変更）に関する河川法第 23 条に係る同法第 95 条の協議（国営山王海地区かんがい用水）について（国東整専河発第 4 号令和 7 年 5 月 1 日付け同意）                     | 1 式 |
| 9  | 北上川水系滝名川における水利使用に関する河川法第 23 条の 2 の登録、第 24 条及び第 26 条第 1 項に係る同法第 95 条の協議（山王海ダム発電所（仮称））について（国東整水第 37 号令和 7 年 5 月 1 日付け同意） | 1 式 |
| 10 | 北上川水系葛丸川 葛丸ダム管理規程                                                                                                      | 1 式 |
| 11 | 北上川水系（北上川上流）治水協定                                                                                                       | 1 式 |

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

## 第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

## 第 2－6 条

本業務と関連する他業務は、次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

| 番号 | 業 務 名               | 業務実施期間（予定）    |
|----|---------------------|---------------|
| 1  | 葛丸ダム取水設備等積算参考資料作成業務 | 令和8年6月～令和9年2月 |
| 2  | 山王海葛丸地区現場技術業務       | 令和8年4月～令和9年3月 |

### 第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

#### 第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙作業項目内訳表（当該項目）に○印で示すものとする。

##### 1 作業項目表

| 作 業 項 目            | 数量  | 備 考            |
|--------------------|-----|----------------|
| 1. 打合せ・協議・報告       | 1 式 | 第4－1条に記載の5回を想定 |
| 2. 準備作業            | 1 式 |                |
| 3. 基本事項の決定         | 1 式 |                |
| 4. 水路構造物の設計        | 1 式 |                |
| 5. 附帯工雑工事の設計       | 1 式 |                |
| 6. 水理計算・構造計算・安定計算  | 1 式 |                |
| 7. 工事数量（土木関係）      | 1 式 |                |
| 8. 機械・電気関係の設計      | 1 式 |                |
| 9. 建屋の設計           | 1 式 |                |
| 10. 施工計画           | 1 式 |                |
| 11. 概算工事費の算定       | 1 式 |                |
| 12. 河川協議資料作成       | 1 式 |                |
| 13. 照査及び総合検討（土木関係） | 1 式 |                |
| 14. 報告書作成          | 1 式 |                |

（設計作業の留意点）

#### 第3－2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

##### 1 共通事項

- （1）作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- （2）本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- （3）最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

##### 2 設計作業

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。特に、施設管理者の維持管理への意向に配慮するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。
- なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
- ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、  
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
  - ・ 新技術情報システム（NETIS）については、  
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
- なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
- ・ 「工事工種の体系化」については、  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/) を参照。
- (7) 小水力発電施設の実施設設計に当たっては、最新の新素材・新工法などの技術情報の収集に努めた上で設計の比較検討を行うものとする。
- (8) 設計及び施工計画等の検討の際は、既設の放流施設に留意しなければならない。
- (9) 細部設計については、工作物の新築等の許可に係る河川管理者との予備協議を踏まえて行うものとする。
- (10) 成果物は、東北農政局が開催する設計諸元検討会を経たものでなければならない。
- (11) 農林水産省木材利用推進計画（令和4年4月改定）において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。

（業務の成果品質確保対策）

### 第3－3条

契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### （１）業務確認会議

業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- ・設計条件・前提条件
- ・業務計画の妥当性
- ・スケジュール
- ・設計変更内容

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

#### （２）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

#### （３）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（４）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（５）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

#### 第 3－4 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL([https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第４章 打合せ

### （打合せ）

#### 第４－１条

共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第２回 中間打合せ（基本条件整理段階）

第3回 中間打合せ（計画・設計段階）

第4回 中間打合せ（細部設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1～11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

（成果物）

### 第5－1条

#### 1 成果物

成果物を共通仕様書第1～17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

| 成 果 物                                   | 数 量    |
|-----------------------------------------|--------|
| 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）               | 正副 2 部 |
| 成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版）（CD-R 若しくは DVD-R） | 1 部    |
| 成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）             | 1 部    |

#### 2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について上記に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

### 第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70－3

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

### 第6－1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2－2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合
- (8) その他

## 第 7 章 その他

(業務スライドの試行)

### 第 7－1 条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2 の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2 の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2～5 の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6 の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4 及び 7 の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2、6 の請求を行った日又は受けた日から 7 日

以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

#### 第7－2条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



作業項目内訳表

| 作 業 項 目                          | 作 業 内 容                                                                       |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 打合せ・協議・報告                     | 発注者との打合せ、協議、報告、着手1回、中間3回、最終1回、計5回。                                            |
| 2. 準備作業                          |                                                                               |
| 2-1. 現地踏査                        | 計画予定地の地形、工程等の計画。                                                              |
| 2-2. 設計業務の計画                     | 業務の具体的内容、工程等の計画。                                                              |
| 2-3. 資料の掌握・整理                    | 事業計画、指示事項等の掌握。水文（特に流量）、気象、地質等貸与資料の掌握、見直し整備。                                   |
| 3. 基本事項の決定                       |                                                                               |
| 3-1. 水圧管路のルート、位置、管径、構造等基本形状レイアウト | 地形、地質並びに設計条件を考慮し、管路ルート、平面位置、支持形式並びに主要寸法を決定。管厚及び支持間隔は、構造計画を行い、支台寸法は、安定計算を行い決定。 |
| 3-2. 発電所基礎の位置、及び基本形状レイアウト        | 地形、地質調査資料及び設計条件並びに管路との接合形状、放水庭隣接形状等を勘案して発電所位置を決定し、水車発電機支持方式を勘案のうえ、主要形状寸法を決定。  |
| 3-3. 発電所周辺整備計画のレイアウト             | 環境及び管理運営等を考慮して、発電所本館周辺の整備計画を立案し、平面位置、基本形状を決定。                                 |
| 3-4. 本館内機器配置レイアウト                | 水車室、発電器室の機器配置のレイアウトを決定。水車発電機は、標準的なものを考慮し、周辺の主要寸法を決定。                          |
| 4. 水路構造物の設計                      |                                                                               |
| 4-1. 水圧管路                        | 図面作成：平面図、横断面図、標準断面図、配筋図                                                       |
| 4-2. 発電所基礎                       | 図面作成：各フロアー平面図、水車軸縦断面図、横断面図、配筋図                                                |
| 4-3. 放水路（放水庭・放水口を含む）             | 図面作成：放水路＝平面図、縦断面図、水路定規図、配筋図、<br>放水庭放水口＝平面図、縦断面図、横断面図、配筋図                      |
| 5. 附帯工雑工事の設計                     |                                                                               |
| 5-1. 発電所周辺造成                     | 図面作成：平面図、縦横断面図、排水工図                                                           |
| 5-2. 照明設備配電計画                    | 図面作成：配置図、標準図                                                                  |
| 6. 水理計算・構造計算・安定計算                | 水路通水容量、損失落差、理論水力及び出力、水圧鉄管水撃圧、水圧鉄管等の管厚計算、固定台等の安定計算を実施。                         |
| 7. 工事数量（土木関係）                    | 設計図に基づく土木工事数量の計算を実施（建築工事数量を除く）。                                               |
| 8. 機械・電気関係の設計                    |                                                                               |
| 8-1. 主要機器の仕様の検討                  | 有効水量、有効落差等最終現地条件の確認及び水車発電機の決定。                                                |
| 8-2. 制御方式の仕様の検討                  | 発電設備、送電設備の制御方式の決定。                                                            |
| 8-3. 保護装置の仕様の検討                  | 発電設備、送電設備、制御設備の安全対策の決定及び保安規定への対応。                                             |
| 8-4. 短絡容量の検討                     | 送配電線との協調の検討及び遮断器、ケーブルサイズの決定。                                                  |
| 8-5. 特記仕様書の作成                    | 機器仕様の決定。                                                                      |
| 8-6. 図面作成                        | 水車、発電機、変圧器、制御器の図面、発電所機器配置図面、屋外機器配置図面、配管系統図面、制御フロー図面、単線結線図面、送電関係図面等。           |
| 8-7. 設計内訳書の作成                    | 機器製作及び据付調査等事業費の積算。                                                            |
| 9. 建屋の設計                         |                                                                               |
| 9-1. 設計計画・構造計算                   | 設計計画、構造計算、設備設計、特別仕様書を作成。                                                      |
| 9-2. 設計図作成・数量計算                  | 立面図、正面図、側面図、矩計図、平面図、その他詳細図を作成し、数量計算を実施。                                       |
| 10. 施工計画                         |                                                                               |
| 10-1. 仮設計画                       | 仮設備を設計し、仮設図作成、数量計算等を実施。                                                       |
| 10-2. 施工計画                       | 小水力発電施設全体の工程計画、施工順序、施工方法を整理し、詳細な施工計画を作成。                                      |
| 11. 概算工事費の算定                     | 7及び9-2で算出した数量により概算工事費を算定するとともに、そこで用いた単価の整理を実施。                                |
| 12. 河川協議資料作成                     | 河川法第23条の2（流水の占用の登録）、第24条（土地の占用の許可）及び第26条第1項（工作物の新築等の許可）に係る協議資料を作成。            |
| 13. 照査及び総合検討（土木関係）               | 実施設計のとりまとめ及び照査並びに設計上の問題点の指摘。                                                  |
| 14. 報告書作成                        | 設計内容、水理計算書、構造計算書、安定計算書、数量計算書、設計図等を取りまとめ、報告書を作成。                               |



(別添)

